



# 特例市並みの権限移譲に向けた 基本的な考え方



平成21年7月





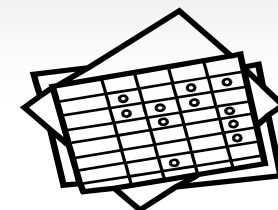
# 1 『権限移譲実施計画(案)』策定の 進め方

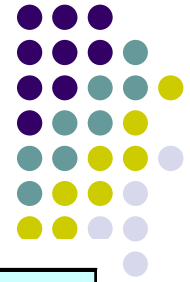


全国をリードする権限移譲を力強く進め、大阪から  
地方分権改革を強力に推進していきます。



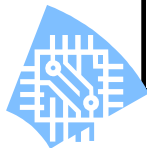
今年度中に『権限移譲実施計画(案)』を市町村ごとにとり  
まとめられるよう、府から“たたき台”を提示し、移譲時期、  
必要となる支援措置、事務処理の広域連携手法などにつ  
いて市町村と協議を進めていきます。





## 2 目指すべき姿(イメージ図)

				主な事務	
政令市	中核市	【大阪版特例市】	特例市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の設置</li> <li>・県道、市街地開発などの都市計画決定</li> <li>・国道、県道の管理</li> <li>・小中学校教諭の任免</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置</li> </ul>	
	市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の設立認証</li> <li>・身体障がい者手帳の交付</li> <li>・保育所の設置認可</li> <li>・児童福祉施設の設置認可</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 移譲対象事務 102事務 (うち第一次勧告分75 パッケージ 34)</p> </div>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の開発許可</li> <li>・騒音規制地域の指定</li> </ul>		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍</li> <li>・住民登録</li> <li>・ごみ処理</li> <li>・上下水道</li> </ul>



# 3 市町村へ移譲する事務



## 【移譲候補事務一覧】

分野	事務数	条項数(重複含む)	特例市の権限	第一次勧告	パッケージ	その他
1. まちづくり・土地利用規制	51	796	30	32	17	2
2. 福祉	18	324		18	10	
3. 医療・保健・衛生	7	106		7		
4. 公害規制	13	302	6	8	3	
5. 教育	2	24		2		
6. 生活、安全、産業振興	11	373	1	8	4	1
計	102	1,925	37	75	34	3

### ● 計画期間

平成21年7月8日現在で時点修正をしたものであり、今後法改正などにより修正する可能性があります。

平成22年度から平成24年度までの3年間

「大阪発地方分権改革ビジョン」の第1フェーズ

⇒ 『全市町村に特例市並みの権限移譲を実現』

# 4 『権限移譲実施計画(案)』



## (1) 『計画(案)』“たたき台”の考え方

市町村に対して、権限移譲実施計画(案)の“たたき台”を提示し、個別に協議を進めていきます。

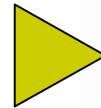


⇒権限移譲実施計画(案)の“たたき台”は、41市町村(政令市除く)それぞれについて作成します。

【作成にあたっての視点】

- (1)人口
- (2)職員数
- (3)専門職員の配置状況
- (4)近隣市町村との広域連携
- (5)各市町村の実情

・対象事務の有無、権限移譲実績 など



市町村の規模に対応し中核市、特例市、一般市、町村を基本に41市町村分を作成

- 今年度中に市町村と府が協議調整を行い、『権限移譲実施計画(案)』をとりまとめていきます。





## (2) 移譲候補事務数(市町村規模別)

### 【規模別の移譲候補事務】

分野	全事務数	移譲候補事務数(市町村規模別)			
		中核	特例	一般	町村
1. まちづくり・土地利用規制	51	5	11	38	39
2. 福祉	18	8	16	16	16
3. 医療・保健・衛生	7	3	2	2	2
4. 公害規制	13	3	7	13	13
5. 教育	2	1	1	1	1
6. 生活、安全、産業振興	11	10	10	11	11
計	102	30	47	81	82



※移譲済み事務の有無などにより、移譲候補事務数は市町村ごとに異なります。



### (3) 事務ごとの移譲時期

(例：一般市の場合)

事務	移譲年度	主な事務	事務数 (例)
基本的な事務移譲の時期	⇒「平成22年度」に移譲	開発行為の許可、 介護保険等に係るサービス事業者の指定、 騒音規制法等に係る規制基準の設定、 NPO法人の設立認証 など	69
体制整備などの条件整理 が必要なもの (広域対応を含む)	⇒平成23年度 又は 平成24年度	身体障がい者手帳交付、 専用水道の布設工事の設計確認、 大気汚染防止法に係る規制事務 など	12
移譲にあたり法令改正等 が必要と考えられるもの	⇒法改正の動向を 踏まえて対応 等	母子寡婦福祉貸付制度 (法改正) 未熟児等の保健医療事務 ( " ) 小・中学校の学級編制基準の決定 ( " ) 薬局の開設許可(保健所政令市以上を対象) 毒物劇物監視事務 ( " ) など	21

- 円滑な事務の引継ぎを行うため、移譲時期については、  
年度当初のほか、年度途中の移譲も含め、柔軟に対応します  
(例：7月、10月、1月)







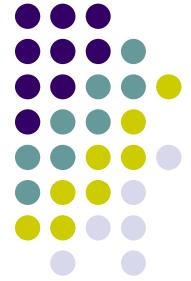
# 5 広域連携の推進

## (1) 広域連携による事務処理体制

事務内容や地域の実情に応じた市町村間の広域連携を推進していきます。

### 【広域的な連携による事務処理体制のパターン(例)】

☞ 役割分担型	A市 : 福祉分野を重点的に担う (環境分野をB市に事務委託) B市 : 環境分野を重点的に担う (福祉分野をA市に事務委託)
☞ 集約型	A市 : 福祉、環境、まちづくり分野を集約的に担う B市・C町 : 福祉、環境、まちづくり分野をA市に事務委託
☞ 既存一部事務組合活用型	: 既存の一部事務組合の再編・整理などとあわせて、移譲事務を構成市町村で広域的に処理



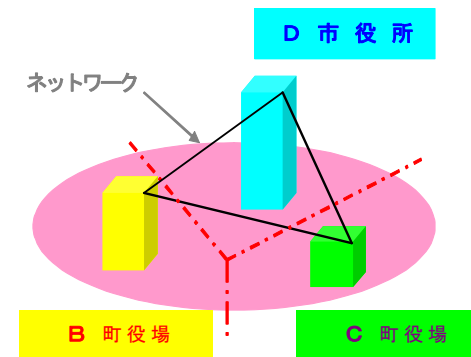
## (2) 事務処理体制の具体例

### (具体的な事例)

- ・ 効率性を高める事務処理の執行
- ・ 専門性を必要とする業務の執行  
(例：まちづくり、環境関連の事務処理など)
- ・ 第三者による審査機関の設置  
(例：大規模小売店舗に係る審議機関など)

### (対応方法)

- ・ 専門職員の兼職発令
- ・ 機関の共同設置
- ・ 既存の事務組合の活用
- ・ 協定の締結
- ・ 近隣市への事務の委託など



## 6 市町村への支援措置



### (1) 計画策定に係る支援措置(H21)

#### 市町村振興補助金(分権推進分)で支援

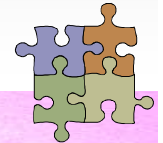


- ・平成21年度に実効性のある「権限移譲計画」を策定し、22年度以降、大阪府から大幅な権限移譲を受ける市町村(政令市除く)を対象
- ・移譲権限の数、事務の難易度、専門職の要否、などを勘案して配分します。(平成21年度予算 総額2億円計上)



## (2) 新たな支援措置(H22~)

平成22年度以降の支援については、  
大阪府・市町村分権協議会からの提言を踏まえ  
新たな支援措置を構築しました。



○財政支援

○人的支援

現行支援制度の改善、新たな支援制度





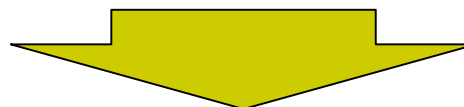
## ① 財政措置その1 ～現行制度の改善～

- 現行制度(移譲事務交付金)

移譲事務に対して交付している「経常的経費に係る交付金」は、移譲事務にかかる各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付

しかしながら・・・

- ・・・・住民からの相談・苦情、議会对応など、件数には反映されない事務処理も付随して発生・・・



### ○改善分 **新たに1事務あたり6時間分の人件費を固定経費分として措置**

- ・先行して移譲を受けている団体との均衡を考慮し、移譲済の事務についても対象(大阪版地方分権推進制度に基づき移譲された事務に限る)



## ① 財政措置その2 ～新たな支援制度～

### 1 団体あたり1億円を上限（3カ年計）に支援

府内市町村が、組織のスリム化など行革努力を進めている状況の下で、大幅な事務移譲を進めていくには、市町村の組織体制強化や人材の育成、あるいは広域的な事務処理体制の構築などを支援する必要があることから創設（政令市除く）

#### ☆交付の考え方～受け入れ体制の整備状況などを総合的に考慮する～

- ・受入事務数、難易度、受入時期、事務処理体制の強化や広域的な連携などの取組み
- ・先進的な取組に特に配慮するなど、重点化を図る

#### 【対象事業例】

##### I 事務処理体制の強化・再構築に要する経費

- ・電算システム構築(改修)、外部委託化等の業務改革(既存事務を含む) など

##### II 職員の人材育成に要する経費

- ・府への職員派遣研修 など

##### III 広域処理体制の構築に要する経費

- ・事務処理ネットワーク化、共同事務センターの整備 など

##### IV その他、権限移譲を促進するための取組経費

⇒詳細な制度については、今後市町村の意見も聞きながら設計します。





## ② 人的支援措置その1 ～現行制度の改善～

### 現行制度の改善に加え、新たな支援策を導入

(1) 職員派遣の弾力化(派遣期間の弾力化など)

(2) 市町村職員と府職員の人事交流

(3) 市町村サポートチーム(仮称)による支援

専門ノウハウを提供するため、行政分野ごとにチームを組織し、  
複数市町村に派遣(1週間に2回～2週間に1回など)

(4) 再任用職員を活用した支援

(5) 府職員由市町村への身分移管





## ② 人的支援措置その2 ～現行制度の改善～

### 市町村人材サポートセンター（仮称）の設置

- 市町村への人的支援を総合的にコーディネート
- 市町村への身分移管について、市町村からの要請により、広く庁内から人材を募集し、希望職員（OB職員含む）と市町村との人材マッチング

【イメージ図】  
（※事務局：市町村課）

